

30 年間中間貯蔵「県外処分」への疑問

- ・ 解決にならない
- ・ 再利用は，放射性物質の環境放出と同じ

○住民として，「もうしわけない」

- ・ 中間貯蔵・・・土地所有者に対して
- ・ 県外処分？・・・国全体に対して
- ・ 再利用？・・・将来の世代に対して

○歴史的課題

日本の技術は「その場しのぎ」の「技術導入」の繰り返し

- ・ 富国強兵（明治維新）
- ・ 特攻兵器（1944）
- ・ 原子力予算成立（1954）
- ・ 原子力基本法（1955）
- ・ 東海原発着工（1960）
- ・ F1起工（1971）

○環境倫理へのパラダイム転換

- ・ 環境庁発足（1971）
- ・ 国連「人間環境会議」（1972）
- ・ 地球サミット（1992）
- ・ 環境基本法（1993）
- ・ 京都議定書（1997）
- ・ 環境省（2001）

環境基本法（1993）

§ 1（目的）

「環境の保全」に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

§ 2-2

「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、

§ 3 「環境の保全」は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

§ 9-2（国民の責務）

国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

生物 I A 修了証書

Certificate

福島県立須賀川高等学校 理科教室

Fukushima Prefectural Sukagawa Senior High School
Science Laboratory

第 2 学年 3 組 番

あなたは、福島県立須賀川高等学校ビジネス会計科の生徒として、ここに理科生物 I A の課程を修了したことを証します。今後は授業で学んだ事を生かし、よりよい地球環境と健康な人間生活を維持するために努力されることを望みます。

学んだ内容： 日常生活と生物，環境＝生態系と人間，
生物としての人間，生命を維持する働き

キーワード： 生態系，環境，森林破壊，大気汚染，水質汚濁，公害，
環境ホルモン，ヒト，進化，行動，内部環境，恒常性，
代謝，調節，神経系，ホルモン，血液，免疫

環境倫理の基本原則：（加藤尚武 1991 をもとに改案）

- 現在我々が環境から受けている恩恵が、将来子々孫々にわたって同じように享受できなければならない。それができないような環境・資源の使い方は倫理に反する。
- ヒトと同じように、他の生物もまた一定の環境のもとで生活する権利がある。それを否定してヒトだけの利益を図ることは倫理に反する。

安全性の基本原則：（武谷三男 1998 をもとに改案）

- 性能がよい新技術ほど危険性も高い。
- 初めは危険性が微少でも、長期にわたって蓄積されると取り返しがつかなくなる。
- 「危険が証明されないのは安全」ではなく、「安全が証明されないのは危険」である。
- 「これは安全だ」という人間の技術ほど危険になる。

平成 12(2000)年 3 月 13 日

担当：八巻俊憲，

